

奥多摩町町制施行 70 周年記念事業 (公募事業) 支援金申請の手引き

※内容をよくご確認ください申請してください。

※令和7年度まちづくり推進事業とは一部様式が異なります。



奥多摩町
令和 7 年 4 月

1. はじめに

奥多摩町は令和7年度に町制施行70周年を迎えます。町制施行70周年を迎えるにあたり大きな節目を町全体で祝うことを目的に、「住民等との協創」をテーマに、官民一体となり実施する記念事業を募集します。採択された事業に対しては、町から支援金を交付します。

2. 応募資格

町民、町内で活動する団体

ただし、以下要件に該当する団体又は個人は応募できません。

- (1) 公共の利益に反する団体又は個人
- (2) 反社会勢力団体又は反社会的勢力との関係を有する団体又は個人
- (3) その他奥多摩町長が不適当と認めるもの

3. 対象事業

対象となる事業は、次の条件を全て満たすものとします。

- (1) 次のアからエまでに掲げる要件のいずれかに該当するもの
 - ア 町制施行70周年を盛り上げることを目的として実施するもの
 - イ 町の歴史を振り返るとともに将来のまちづくりを考えるもの
 - ウ 町制施行70周年を迎えたことを町民と一緒に祝い、楽しめる場とするもの
 - エ 70周年記念事業として、話題性、オリジナル性、将来性があるもの
- (2) 町内で実施され、誰もが参加できるもの又は一般に公開されるもの
- (3) 交付決定後令和8年2月27日（金曜日）までに実施・完了するもの

上記の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は対象外とします。

- (1) 町の他の補助制度の対象となるもの
- (2) 営利活動のみを目的として実施するもの
- (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 特定の政治、思想、宗教等の活動に使用し、又は使用するおそれのあるもの
- (5) 暴力団等の利益になるおそれがあるもの

4. 支援金額

(限度額) 100万円

(支援率) 100%

※事業実施に伴い収入がある場合は、補助対象経費から差し引いて算出してください。

5. 町からの支援内容

採択された事業は、支援金の交付のほか、次の支援を行います。

- (1) 町制施行70周年記念事業の名義等の使用許可
- (2) 広報おくたま、町公式ホームページへの掲載
- (3) その他広報支援

6. 支援対象経費

(1) 対象となる経費

事業の実施に直接必要となる次の経費とします。

区分	内容	注意事項
賃金	作業賃金、アルバイト賃金（当日）、その他必要と認められる賃金	事業実施団体の構成員に支払う賃金は、対象とならない。
謝礼金	講師謝礼等、その他必要と認められる謝礼	事業実施団体の構成員に支払う謝礼金は、対象とならない。
消耗品費	文具等消耗品費、救急薬品、材料等の購入経費 【限度額】原則 1 個 10,000 円未満	数量が適切でない場合は対象とならない。内訳（@単価×人数）を明確にすること。
食料費	講師やスタッフの弁当代 【限度額】原則 1 人 1 日 1,000 円（食事代、飲料代合わせて）	事業当日分のみ対象となり、事前の打ち合わせや後日の反省会に係る費用は対象とならない。 内訳（@単価×人数）を明確にすること。
印刷製本費	ポスター、チラシ、プログラム、パンフレット等の印刷費	内訳（@単価×枚数）を明確にすること。
通信・運搬費	郵便及びメール便等の送料、資機材等運搬費	郵便やメール等については、費用を比較し安価な方法を使用すること。
委託費	会場設営、看板・案内板作成費、その他必要と認められる委託費	委託費の割合が著しく高い場合、その内容が明確にわかる資料を提出すること。
使用料・賃借料	機材や会場などの使用料、賃借料 例）会議室使用料、機材レンタル、車両借り上げ料など	家賃、事務所の賃借料、光熱水費は対象とならない。
その他	その他事業実施に必要と認められたもの	備品については基本的には対象とならないが、事業の性質上必要と認められる場合はその限りではない。

※ 実績報告の際に、支出があったことが証明できる書類（領収書等）の提出がない場合は、いかなる場合でも対象経費として認められません。なお、領収書には押印が必要です。

(2) 対象とならない経費

- ・団体の場合、経常的な運営費
- ・事業実施に直接関係しない経費
- ・団体の構成員に対する謝礼、人件費及び交通費
- ・不動産の取得に関する経費
- ・その他町長が不適当と認める費用

7. 審査基準

提出された書類及びプレゼンテーションを基に、下記の項目について審査を行います。

基 準	内 容
目的	町制施行 70 周年を盛り上げることを目的にしているか
実現性	無理のない計画・方法・スケジュールで実施が可能か
公共性	参加が一般に開かれており、次のいずれかに該当しているか ・ 一体感や達成感を感じられるもの ・ 奥多摩町への愛着や誇りを感じられるもの ・ 学びや見識を深めるもの
公益性	・ 広く住民に利益をもたらすものとなっているか ・ 事業の対象者を特定の者に限定していないか
経費の適正性	・ 経費の積算は適正であるか ・ 営利を主たる目的としていないか。(内容・目的と併せ総合的に判断します。)
将来性	今後の活性化に繋がる内容となっているか
PR・効果性	・ 町制施行 70 周年記念事業として広く PR するものとなっているか ・ 事業の効果が町に還元されるか

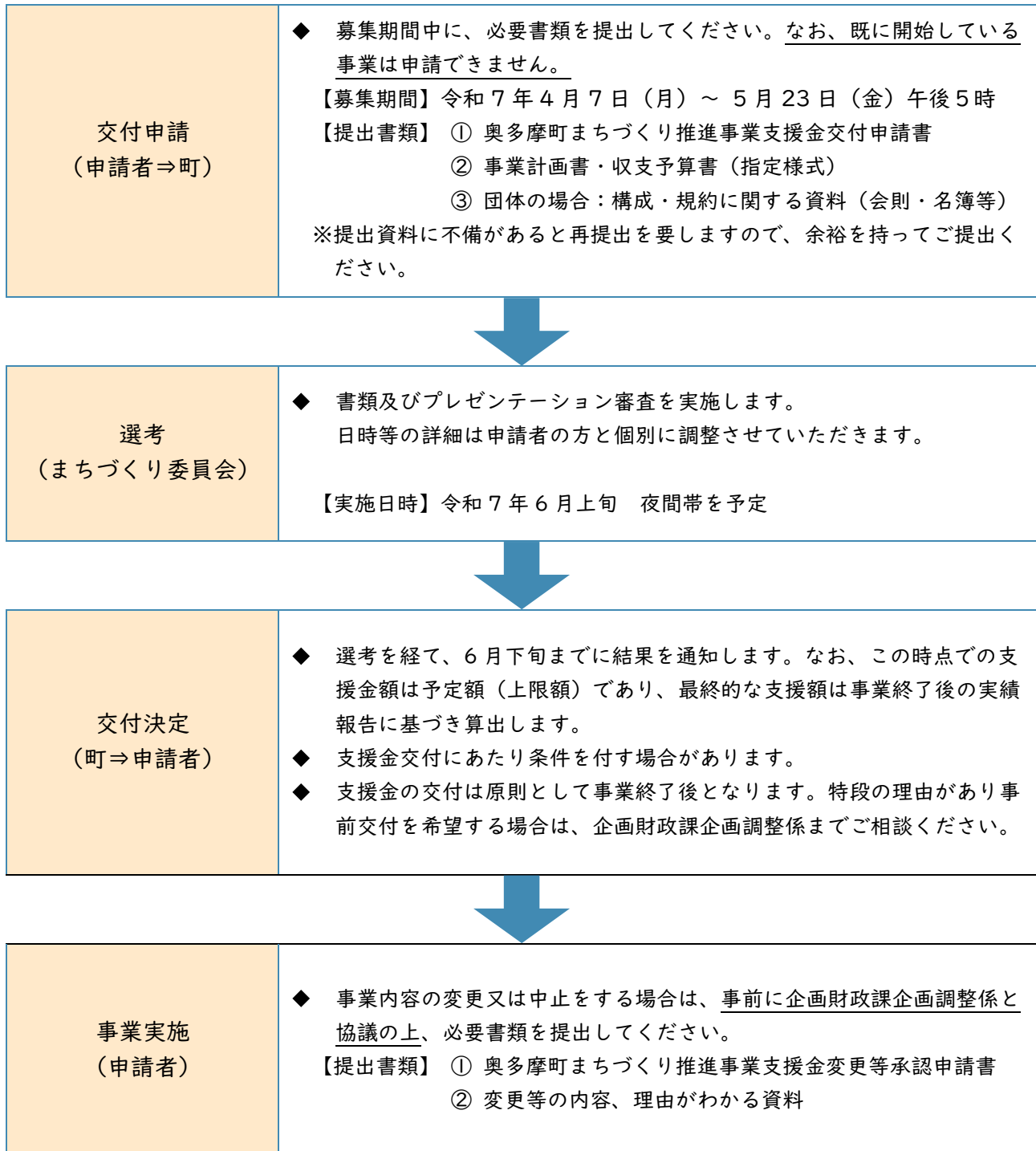
8. その他

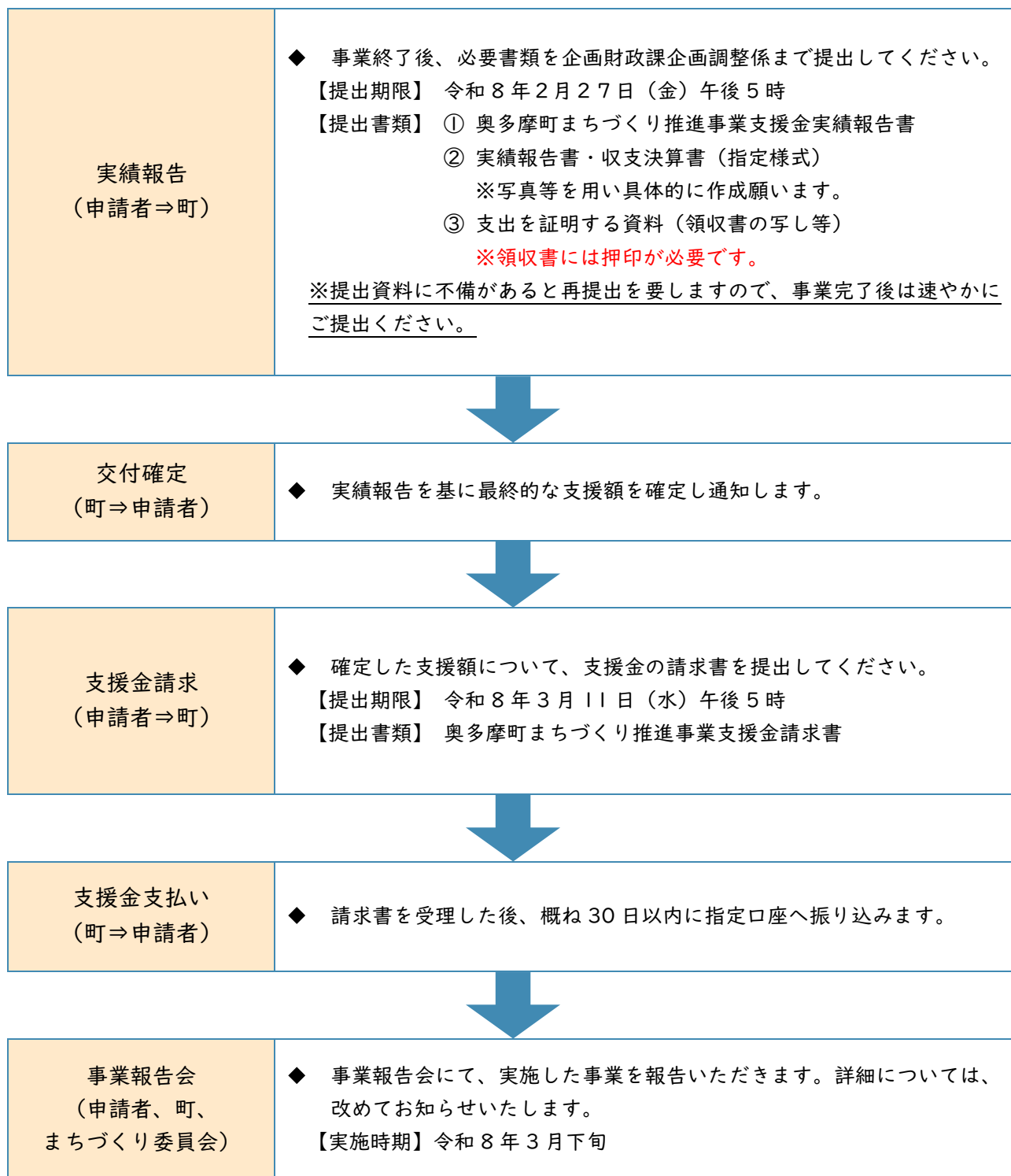
- (1) 応募は 1 団体につき 1 件のみです。
- (2) 採択された場合、奥多摩町町制施行 70 周年記念事業の取り組みであることを広く周知するため、事業名に「奥多摩町町制施行 70 周年記念」の冠を付けるなど、周知にご協力ください。
- (3) 事業実施にあたっては、活動の記録（写真、チラシ、新聞記事等）を残すようにしてください。

9. 事業実施の流れ

本支援金を活用する際の手続きの流れは以下のとおりです。なお、提出書類の電子データは町ホームページからダウンロードできます。

https://www.town.okutama.tokyo.jp/gyosei/2/jinken_kyodo_machizukuri/kyodo_machizukuri/3251.html





※記載のスケジュールは予定であり、やむを得ない理由等で変更になる場合があります。

※事業の性質上などのやむを得ない理由により、記載のスケジュールでの事業実施が困難な場合は、申請される前に最終ページにあります問い合わせ先までご連絡ください。

※町広報やホームページ等にて事業内容を紹介するため、原稿の作成や取材等を依頼することがありますので、ご協力ください。

10. 書類提出先・提出方法

奥多摩町企画財政課企画調整係

〒198-0212 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地 6 奥多摩町役場

- ・郵送又は持参により提出してください。
- ・郵送で提出する場合には、最終日必着です。
- ・持参する場合には、平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の間に提出願います。

11. 問い合わせ先

奥多摩町企画財政課企画調整係（奥多摩町まちづくり委員会事務局）

電話：0428-83-2360（直通）